

受動喫煙防止の法的規制による飲食店の受動喫煙対策へのインパクト評価

研究分担者	村木 功	大阪大学大学院医学研究科公衆衛生学	助教
研究協力者	伊藤 ゆり	大阪医科大学研究支援センター	准教授
	片岡 葵	大阪医科大学研究支援センター	研究支援者

研究要旨

本研究では、改正健康増進法の全面施行前後での飲食店での受動喫煙防止対策へのインパクト評価を行うため、次の1)～3)を実施した。

- 1) 飲食店への質問票調査は、令和元年度回答店舗に令和2年度追加店舗を加えた1,190店舗に郵送し、612店舗より回答を得た。改正健康増進法の全面施行前後で禁煙飲食店の割合は15.3pt増加した。一方、禁煙化後に再度喫煙可と回答する店舗も確認された。
- 2) 新型コロナウイルス感染症流行により、禁煙化による飲食店の経営影響について、質問票調査による改正健康増進法の全面施行前後での検討が困難となった。そこで、飲食店へのインターネット調査により、開業時喫煙可能だった店舗で禁煙化した店舗236店舗より有効回答を得た。新型コロナウイルス感染症流行前に禁煙化した店舗では、禁煙化による売上への大きな影響は全体としては認められなかった。
- 3) 飲食店民間データベース調査では、主要3社の飲食店民間データベースを対象として、店舗登録情報を収集した。改正健康増進法全面施行の直前・直後で禁煙化が進んでいたが、特に「居酒屋、ビアホール」で大きかった。禁煙飲食店割合は、その後も継続的に増加していた。受動喫煙防止条例を施行した自治体では、改正健康増進法全面施行のみの自治体を上回る禁煙飲食店割合の増加を認めた。

引き続き、飲食店の喫煙ルールについてモニタリングするとともに、課題や健康影響などの評価を行っていくことが必要である。

A. 研究目的

令和2年4月1日より改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策として飲食店は「原則屋内全面禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）」となる。しかし、加熱式タバコについては、当分の間の措置として、「原則屋内全面禁煙（喫煙室（飲食等も可）内でのみ喫煙可）」となることや既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場

合は除く））かつ客席面積100m²以下の飲食店）では、別の法律で定める日までの措置として「標識の掲示により喫煙可」とできることが定められており、改正健康増進法により既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策がどの程度推進されるかや加熱式タバコの受動喫煙対策への影響は定かではない。

そこで、本研究では改正健康増進法の全面施行前後での飲食店における受動喫煙対策の変化を飲食店への質問票調査による質的調査を行

い、屋内全面禁煙化の実態を評価することを目的とした。

また、改正健康増進法の全面施行と新型コロナウイルス感染症流行が重なったことで、飲食店における屋内全面禁煙化による経営影響等を評価することが困難となったため、インターネット調査による後ろ向き調査により屋内全面禁煙化による経営影響等の特徴を明らかにすることを目的とした。

加えて、飲食店民間データベースに基づく量的調査により改正健康増進法および都道府県等の上乗せ条例の効果を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1) 飲食店への質問票調査

東京都、大阪府、青森県の一部地域において、飲食店民間データベースを用いて、登録情報（業種、座席数、ジャンルなど）より改正健康増進法における既存特定飲食提供施設に該当することが推測される店舗を対象に、令和元年度、令和2年度に郵送調査を実施した。令和3年度は、令和元年度または令和2年度の調査に有効回答のあった飲食店1190店舗に対し、調査票を令和4年2月中旬に郵送にて配布した。調査票は、令和2年度調査を基本とし、新型コロナウイルス感染症流行関連項目を更新した

（図1）。回答は郵送、FAX、Webフォームのいずれかにより回収した（回収期限：令和4年2月末）。調査業務は、株式会社ジックが実施した。

経過措置店舗は、令和元年度調査において客席面積100m²以下の店舗とし、さらに東京都では従業員がいない店舗とした。いずれの条件にも当てはまらない場合を規制対象店舗とした。

2) 飲食店へのインターネット調査

屋内全面禁煙化を実施した飲食店からの回答を効率的に収集するため、インターネット調査による後ろ向き調査を実施した。飲食店.com

（運営：株式会社シンクロフード）の保有する調査パネルメンバーを対象に禁煙化店舗200店舗以上を目標に回答を集収した。郵送調査との比較可能性を残すため、質問内容は郵送調査（図1）を基本とし、次の4項目を追加した。

Q1. 禁煙に変更するにあたり実施したことを下記よりお選びください。（複数選択可）

- (ア) 禁煙に変更することの客への周知（貼り紙、SNS、予約時案内など）
- (イ) 店内リフォーム（壁紙交換など内装工事）
- (ウ) 店舗クリーニング
- (エ) エアコンフィルタの清掃・交換
- (オ) 店外の喫煙スペースの確保
- (カ) 従業員への勤務時禁煙の要請
- (キ) その他：自由記載

Q2. 禁煙にした前後の売り上げ（前年比）はどのように変化しましたか？

- (ア) 増えた
- (イ) 変わらない
- (ウ) 減った
- (エ) その他（自由記載）

Q3. 禁煙にしてよかったことを教えてください。

- (ア) 客・売り上げが増えた
- (イ) 家族連れが増えた
- (ウ) 宴会の予約が増えた
- (エ) 客単価が上がった
- (オ) 清掃にかかる費用が減った
- (カ) 従業員の応募が増えた
- (キ) 喫煙する客とのトラブルが減った
- (ク) その他：自由記載

Q4. 禁煙にして悪かったことを教えてください。

- (ア) 客・売り上げが減った

- (イ) 喫煙者の客がこなくなった
- (ウ) 宴会の予約が減った
- (エ) 喫煙する客とのトラブル
- (オ) その他：自由記載

3) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベースの主要3社（以下、G社、H社、T社とする）について、Webスクレイピングツール（シルクスクリプト社）を使用して、令和3年度調査では改正健康増進法全面施行後の令和3年5月、12月の2時点における店舗情報の抽出を行った。

既存店舗は令和2年1月時点で登録があり、令和2年5月以降のいずれかの時点で登録を認めたと定義した。全面禁煙店舗の割合は喫煙ルール不明店舗を除いて算出した。

改正健康増進法全面施行に合わせて、一部の大都市圏で受動喫煙防止条例が上乘せされていることから、社会環境の差異を考慮するため、大都市圏に限定して、比較を行った。上乘せ条例の効果評価として、神奈川県（平成23年4月施行）、東京都（令和2年4月施行）、千葉市（令和2年4月施行）、埼玉県（令和3年4月施行）、その他の大都市圏（北海道・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）を対象とした。なお、都道府県間での比較可能性を高めるため、飲食店の登録ジャンル割合は令和2年1月時点での全登録データの登録ジャンル割合を用いて標準化を行った。

（倫理面への配慮）

研究は、人を対象としないため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

1) 飲食店への質問票調査

令和3年度調査では612店舗（重複回答9店舗除く。回収率：51.4%）から返送された。令和元年度から令和3年度の調査で1323店舗から回答が得られ、改正健康増進法全面施行後に回答がなかった364店舗、客席面積に回答がなかった27店舗、従業員数（東京都のみ）に回答がなかった8店舗、追跡調査で異なる店舗が回答した1店舗、改正健康増進法全面施行前の喫煙ルールについて回答がなかった87店舗、令和2年度・令和3年度調査の両方で喫煙ルールについて回答がなかった11店舗を除く、825店舗を対象に、改正健康増進法前後の喫煙状況を集計した。

令和元年度・令和2年度調査の両方に回答した喫煙可の経過措置店舗（126店舗）のうち、16.8%の店舗が改正健康増進法全面施行前に禁煙化予定でなかったが、改正健康増進法全面施行後に禁煙化に至っていることが確認された（図2）。また、改正健康増進法全面施行前後での禁煙飲食店割合は経過措置店舗では50.3%から65.6%（+15.3pt）へと増加した（図3）。規制対象店舗では65.4%から77.0%

（+11.6%）へと増加した。禁煙化された店舗で禁煙が継続されているか確認するため、3時点で回答が得られた445店舗に限定して、喫煙ルールの変化を確認したところ、禁煙化後に喫煙可に戻っている店舗がわずかに認められた（図4）。

規制対象店舗において改正健康増進法全面施行後も喫煙可能店舗が存在していることから、令和3年度調査において喫煙可と回答した店舗において、喫煙目的室・禁煙可能室の設置・届出状況を確認した（図5）喫煙可能店舗の大部分が喫煙可能室を設置していたが、喫煙目的室を設置している店舗も認められた。喫煙目的室、喫煙可能室の設置には保健所への届出を行っている店舗は、経過措置店舗において、喫煙

可能室の 53.8%、喫煙目的室の 87.5%に留まった。

2) 飲食店へのインターネット調査

インターネット調査により、開業後に禁煙化した飲食店 266 店舗より回答を得た。禁煙化時期に有効な回答が得られなかった 14 店舗、禁煙化前後での売上変化にその他と回答した 16 店舗を除いた 236 店舗を集計対象とした。

禁煙化店舗における禁煙化前後の売上変化は禁煙化時期が古いほど減少した割合が小さかった(図 6)。ただし、2020 年 1 月以降に禁煙化した店舗においては新型コロナウイルス流行の影響による売上減少か否かの判断は困難である。禁煙化した店舗の売上変化に関連する要因を明らかにするため、2019 年 12 月以前に禁煙化した 135 店舗に限定して、禁煙化前後の経営変化について集計した(図 7)。禁煙化後に売上が増加した店舗では「家族連れが増えた」と回答する店舗が 70.8%と多かったのに対し、売上が変わらなかった店舗で 31.9%、売上が減少した店舗で 28.2%にとどまった。一方、売上が変わらなかった店舗、売上が減少した店舗では、売上が増えた店舗よりも「喫煙客がこなくなった」「喫煙する客とのトラブルが減った」の回答が多かった。

3) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベース抽出飲食店店舗数は表 1 の通りであった。2021 年 12 月時点で、総抽出店舗数 630,681 店舗(うち有効店舗数 350,118 店舗)であり、既存店舗数は 548,161 店舗(86.9%)であった。2020 年 1 月から 2021 年 12 月のおよそ 2 年間で既存店舗は 25.2%減少した。

登録ジャンル別の全面禁煙店舗の割合は、改正健康増進法の全面施行直前～直後(2020 年 1 月～6 月)では「居酒屋、ビアホール」で +15.7pt、「バー」で +3.1pt、「喫茶店」で

+4.0pt、「食堂、レストラン」で +7.6pt と増加が大きかった(図 8)。2020 年 6 月以降は 6 ヶ月平均で「居酒屋、ビアホール」で +2.2pt、「バー」で +1.6pt、「喫茶店」で +2.5pt、「食堂、レストラン」で +3.5pt と、改正健康増進法の全面施行直前～直後に比べて、増加幅は小さいが、継続的に増加していた。

上乗せ条例の効果評価として、改正健康増進法全面施行直前～直後(2020 年 1 月～2020 年 6 月)での全面禁煙店舗の割合の変化は、東京都で +12.3pt、千葉市で +9.9pt、神奈川県で +8.2pt、埼玉県で +7.8pt、その他の大都市圏で +8.5pt と、上乗せ条例が同時施行された東京都、千葉市で禁煙店舗割合の増加が大きかった(図 9)。登録情報更新の遅れを考慮して、2020 年 1 月～2020 年 12 月で評価すると、それぞれ +16.5pt、+14.6pt、+10.4pt、+11.9pt、+12.1pt と東京都、千葉市での禁煙店舗割合の増加幅がより大きかった。

埼玉県の上乗せ条例が施行された 2021 年 4 月前後(2020 年 12 月～2021 年 5 月)では埼玉県で +2.4pt、その他の大都市圏では +2.1pt と差はほとんどなかったが、登録情報更新の遅れも考慮して、2020 年 12 月～2021 年 12 月で評価すると、それぞれ +7.0pt、+6.2pt と埼玉県で増加がやや大きかった。

D. 考察

1) 飲食店への質問票調査

令和元年度～令和 3 年度の 3 年間の飲食店郵送調査から、改正健康増進法全面施行前に禁煙化する予定のなかった店舗においても禁煙化が認められており、改正健康増進法全面施行により小規模飲食店の禁煙化が促進されたことが確認できた。禁煙化後に改めて喫煙可能に戻す店舗も認められたことや喫煙目的室の設置を行う店舗が認められたことから、引き続き、飲食店の喫煙ルールの動向を注視していくことが必要である。

また、喫煙目的室、喫煙可能室の設置においては、保健所への届出が必要であるが、喫煙可能室設置店舗の約半数において、適切に届出がなされていない可能性も確認された。このことから、改正健康増進法および受動喫煙防止条例の周知を図り、飲食店事業者に法・条例の趣旨の理解を促すとともに、法・条例の順守を徹底していくことが必要であることが示唆された。ただし、規制対象と判断される回答の店舗においても喫煙可能室の設置が保健所に届けられていることから、これらの店舗は既存特定飲食提供施設に該当すると判断されたと考えられ、客席面積の正確な評価の難しさがある可能性が示唆される。法・条例の順守徹底のためには客席面積を簡便にかつ正確に評価する方法が必要である。

2) 飲食店へのインターネット調査

飲食店禁煙化による経営影響について、改正健康増進法全面施行と同時期に新型コロナウイルス流行が生じたため、直接的な評価が困難となった。そこで、今年度は後ろ向き調査により、禁煙化前後での経営影響の検討を行った。結果として、古くに禁煙化を行った店舗においては全体としての売上影響はほとんど認められなかったのに対し、より最近に禁煙化を進めるほど、売上が減少した店舗の割合が大きくなっていった。この背景要因として、喫煙客への依存度が高く、単純な禁煙化により顧客拡大が図られなかった一方で、喫煙客の利用が減少したことによる可能性も示された。このことから、禁煙化に向けた支援として、長期的な視点から、設備撤去費用を補助することよりも喫煙できるだけの飲食店から〇〇がおいしいなどの強みのある飲食店への転換を促す経営支援が必要である可能性が示唆された。より詳細な分析を行い、禁煙化支援の具体的な方策につながるエビデンスの蓄積が必要である。

3) 飲食店民間データベース調査

令和3年度はT社データベースを用いて、飲食店の禁煙化の推移を確認した。本研究において、改正健康増進法全面施行前後における禁煙飲食店割合は「居酒屋、ビアホール」

(+15.7pt) で増加が最も大きく、次いで、「食堂、レストラン」(+7.6pt) の増加が大きかった。

公的統計等との比較のため、飲食店民間データベース登録情報と公的統計との違いは表2の通りである。民間データベース登録店舗総数は経済センサス基礎調査(2014年実施)、飲食店営業施設数(2020年)と概ね一致している。一方、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」に関しては、登録店舗数が約半数と著しく少ないが、民間データベース登録基準として、「キャバクラ、スナック、ホストクラブ、お茶屋、またはそれらに類するお店」の新規登録を遠慮する旨の記載があり、大部分が登録されていないことによると考えられ、結果の解釈・比較には注意が必要である。

改正健康増進法の全面施行前後での禁煙飲食店の割合は「喫煙環境に関する実態調査」においても検討されている。本調査では「居酒屋、ビアホール」で+15.9pt(2020年1-2月:29.6%、2021年1-2月:45.5%)、「バー」で+11.8pt(13.3%、25.1%)、「喫茶店」で+12.3pt(54.7%、67.0%)、「食堂、レストラン」で+18.6pt(66.1%、84.7%)といずれの業態でも本研究よりも大きな増加を報告している。ただし、「喫煙環境に関する実態調査」は、抽出調査であり、回答率が26.0%~42.9%と十分に高いとは言えないこと、任意回答であるため、喫煙ルールにより回答店舗が偏る可能性があることから、改正健康増進法全面施行の効果を過大評価されている可能性がある。一方、本研究では、悉皆性が高く、喫煙ルールによる情報登録の偏りが生じにくいことから、改正健康増進法全面施行の効果を過大評価しにくい。ただし、登録情報は飲食店利用者の判断に

基づくため、情報の正確性が十分ではない可能性があるとともに、情報更新が十分になされていない可能性もあることから、改正健康増進法全面施行の効果を過小評価している可能性がある。

改正健康増進法における経過措置店舗は、客席面積 100m²以下かつ資本金 5000 万円以下の既存店舗であるのに対し、東京都、千葉市では従業員がいない店舗のみを経過措置店舗とした受動喫煙防止条例が 2020 年 4 月 1 日に施行された。これにより改正健康増進法のみの大都市圏と比べて、全面禁煙店舗割合の変化に+2.5～+4.4pt の上乗せ効果が認められた。また、埼玉県では喫煙可能室を設置する場合にはすべての従業員から書面の承諾を得ることを求める受動喫煙防止条例が 2021 年 4 月 1 日より施行された。埼玉県では、その他の大都市圏と比べて、全面禁煙店舗割合の変化に+0.8pt の上乗せ効果を認めた。これらの結果から、自治体による受動喫煙防止条例が飲食店の禁煙化を推進することが期待される。一方、同様の条例を施行した東京都と千葉市では飲食店禁煙化の進行に差があったことから、これらの地域で受動喫煙防止条例の運用における差がある可能性が示唆される。引き続き、改正健康増進法・受動喫煙防止条例の周知・取締りを行うとともに、飲食店事業者にはその順守を徹底していくことが求められる。

E. 結論

本研究により、2020 年 4 月の改正健康増進法の全面施行により飲食店の受動喫煙防止対策が強化されたことを確認できた。自治体による受動喫煙防止条例により飲食店の禁煙化をさらに促進できる可能性がある一方で、法・条例の順守のための情報発信などの取り組みにより地域差が生じる可能性がある。

引き続き、飲食店の喫煙ルールについてモニタリングするとともに、課題や健康影響などの評価を行っていくことが必要である。

G. 研究発表

1. 論文発表

1. 片岡 葵, 村木 功, 菊池 宏幸, 清原 康介, 安藤 絵美子, 中村 正和, 伊藤 ゆり. 受動喫煙対策に関する法律・条例施行に伴う既存特定飲食提供施設の屋内客席喫煙ルールの現状および変更意向に関する調査. 日本公衆衛生雑誌 2021;68(10):682-694.

2. 学会発表

1. 片岡葵、村木功、中村正和、伊藤ゆり. 改正健康増進法施行前後における飲食店の受動喫煙対策と感染症対策の実態把握. 第 80 回日本公衆衛生学会. 2021 年 12 月 21～23 日. 東京.

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

1~3 のいずれも該当なし

図1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート調査票

新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート

※本調査は **Webで回答可能**です。回答方法の詳細は『「新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート」ご協力をお願い』の裏面をご参照下さい。**Webで回答いただいた場合は紙面でのご回答は不要**です。

アンケートサイト URL : https://questant.jp/q/taisaku_judokitsuen_4

QRコード :



回答時、下記のIDを入力してください。

<ID>

※本調査票で回答調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて**2月27日(日)を目安**に投函してください。

※調査への協力は任意であり、協力しなかったことで貴店舗が不利益を被ることはありません。

※アンケートへの回答をもって本調査の趣旨を理解し、ご協力を承諾いただいたものとみなします。

下記の欄からご記入ください

■ 貴店舗名（調査票が届いた店舗名）をご記入下さい。

※店舗名は統計処理のみに使用し、**特定できる形で公表することはありません。**

■ メールアドレスをご記入下さい。

※次年度以降の調査連絡用のみに使用し、**公表やその他の目的で使用することはありません。**連絡可能なメールアドレスがない場合は空欄で構いません。

■ 店舗の所在地（都道府県）（○は1つ）

1 東京都	2 大阪府	3 青森県
-------	-------	-------

■ 店舗の所在地（市区）（市内に区がある場合は区・町字までご記入ください）

<市・特別区>

<区・町字>

<input type="text"/>	（市・区）	[<input type="text"/>]	区
----------------------	-------	--------------------------	---

図1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート調査票（続き）

I 貴店（調査票が届いた店舗）についておたずねします。

問1 従業員数（アルバイトを含む）は何人ですか。

()人

問2 通常営業で該当するものを教えてください。

	あり	なし
主食提供（出前・レンジ調理のみは除く）	.	.
酒類提供		
テイクアウト		

II 新型コロナの影響・対策について

**問3 緊急事態宣言が発出された時期に次の対応をとられましたか。
（あてはまるものすべてに○）**

	2021年4-6月（東京・大阪）	2021年7-9月（東京・大阪）
1 休業	.	.
2 営業時間短縮		
3 テイクアウトのみ		
4 酒類提供中止		
5 変更なし（通常営業）		

問4 飲食店感染防止対策認証を受けていますか。（○は1つ）

1 受けている 2 申請中 3 受けていない 4 わからない

問5 ワクチン・検査パッケージ制度に参加していますか。（○は1つ）

1 はい 2 いいえ

問6 店主・従業員ワクチン接種の方針を選んでください。（○は1つ）

1 勧奨し、接種状況を確認した 2 勧奨したが、接種状況の確認はしない
3 勧奨も確認もしない（本人の判断に任せている）

問7 店主・従業員のワクチン接種状況を選んでください。（○は1つ）

1 全員2回接種済（3回接種済含む） 2 全員1回接種済（2回接種済含む）
3 未接種者もいる 4 把握していない

図 1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート調査票（続き）

問 8 ワクチン・検査パッケージ制度について、国・行政に期待することはありますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録手続きの簡便化 | 2 店舗実務負担の軽減 |
| 3 店舗費用負担の軽減 | 4 顧客トラブルを避ける仕組み |
| 5 特になし | |

問 9 ワクチン・検査パッケージ制度について、ご意見等があれば教えてください。

問 10 新型コロナの感染拡大にあたり、貴店で実施した対策には実施に○を、実施しなかった対策にはその理由に○をご記入ください。

感染対策	実施中	やめた	一度も実施せず
お客様の安全			
体調不良の方の入店お断りの掲示			
入店時の検温			
お客様へのマスク着用依頼			
カウンター席と厨房の間に仕切り設置			
座席間に仕切り設置			
コロナ追跡システムへの協力依頼			
非接触型決済の導入			
店主/店員・店舗の安全衛生管理			
勤務時の検温			
頻繁な手洗い			
店主/店員のマスクの着用			
定期的な換気（換気設備での換気含む）			
多数の人が触れる箇所の消毒			

問 11 新型コロナに伴う対策について、上記以外で工夫をされたことや実施したできなかった理由、対策を途中でやめた理由などがあれば教えてください。

図1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店運営と環境整備に係るアンケート調査票（続き）

問 12 新型コロナの感染拡大が続く現在の屋内における客席の喫煙※ルールについて、該当するものを選んで下さい。（○はあてはまるものすべて）

※ここでの喫煙は「紙巻きたばこ・葉巻・パイプの使用」を指します。

- | |
|--|
| 1 全面禁煙…全ての客席が禁煙である |
| 2 完全分煙…隙間・開放窓がなく壁等で仕切られた禁煙席がある |
| 3 区域分煙…喫煙席と禁煙席が壁等で仕切られていない、仕切りに隙間、開放窓がある |
| 4 時間分煙…特定の時間帯のみ禁煙にしている |
| 5 喫煙可 |

問 12で「1～4」と答えた方にお聞きします。

問 13 現在の屋内における禁煙席または禁煙時間帯の加熱式たばこ使用について、該当するものを選んで下さい。（○は1つ）

- | | |
|---------|----------|
| 1 使用できる | 2 使用できない |
|---------|----------|

問 12で「2～5」と答えた方にお聞きします。

問 14 喫煙目的室・喫煙可能室設置の届出を行いましたか。（○は1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

問 15 喫煙目的室・喫煙可能室のいずれに該当しますか。（○は1つ）

- | |
|--|
| 1 喫煙目的室・・・たばこの対面販売をしており、喫煙場所の提供を主な目的として、併せて飲食営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行う施設が設置 |
| 2 喫煙可能室・・・既存の経営規模の小さな飲食店（2020年4月1日時点で営業、資本金5,000万円以下、客席面積100㎡以下のすべてを満たす）が設置 |

問 16 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、国・行政に期待することはありますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 補助金の即時・継続的な給付 | 2 補助金の増額 |
| 3 補助金の申請にかかる手続きの簡便化 | 4 家賃・人件費の補助 |
| 5 環境・衛生対策への助言 | 6 環境・衛生対策の周知に関する支援 |
| 7 健康状態に関する相談対応 | 8 Go To Eatのようなキャンペーンの継続 |
| 9 特になし | |

問 17 新型コロナウイルス感染拡大における飲食店運営への影響および感染対策について、希望する支援やご意見・ご感想等があれば、ご自由に記入ください。

--

図2. 飲食店規模別の改正健康増進法全面施行後の喫煙ルール変更予定と実態（郵送調査）

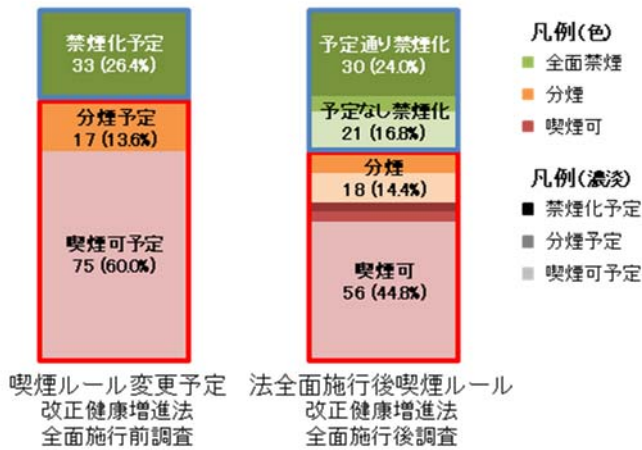
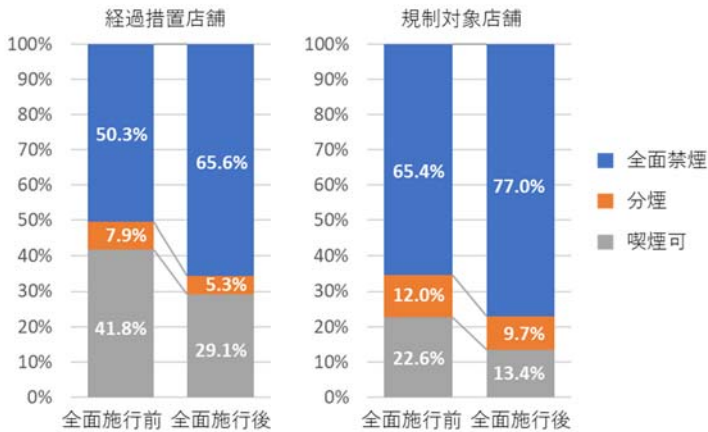
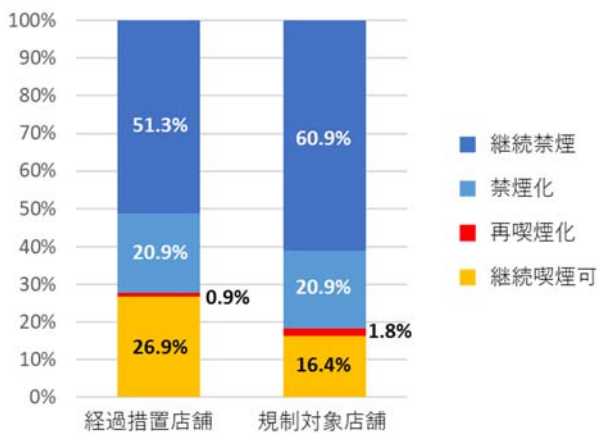


図3. 改正健康増進法全面施行前後の喫煙ルール変化（郵送調査）



注：全面施行後は、令和2年度調査と令和3年度調査のいずれか早い時点での喫煙ルールとした

図4. 改正健康増進法全面施行前後の喫煙ルールの長期的変化（郵送調査：3時点回答店舗での検討）



禁煙化：令和元年度調査で分煙・喫煙可の店舗が令和2年度調査以降で「禁煙」と回答

再喫煙化：令和元年度調査で禁煙、令和2年度調査で禁煙化店舗が令和3年度調査で「喫煙可」と回答

図5. 改正健康増進法全面施行後の喫煙目的室・喫煙可能室の設置・届出状況（郵送調査）

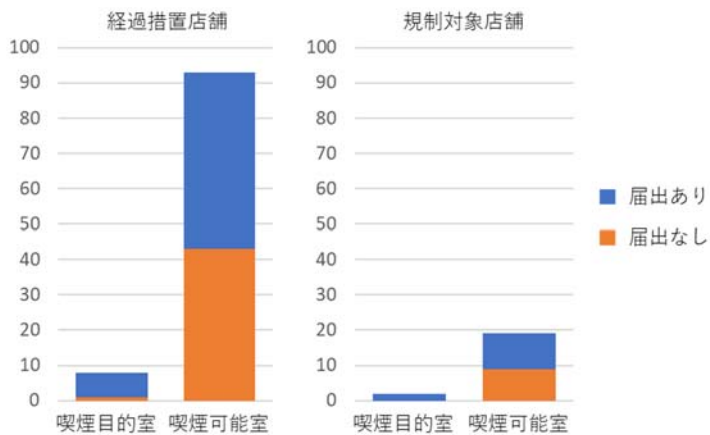


図6. 禁煙化時期別の禁煙化による売上変化（インターネット調査）

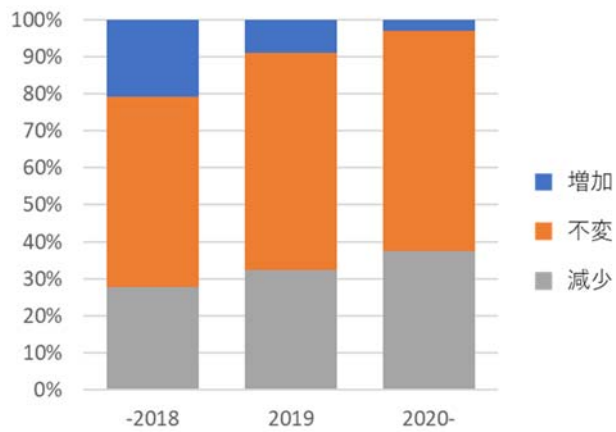


図7. 禁煙化による経営変化（インターネット調査：2018/12以前に禁煙化した店舗での検討）

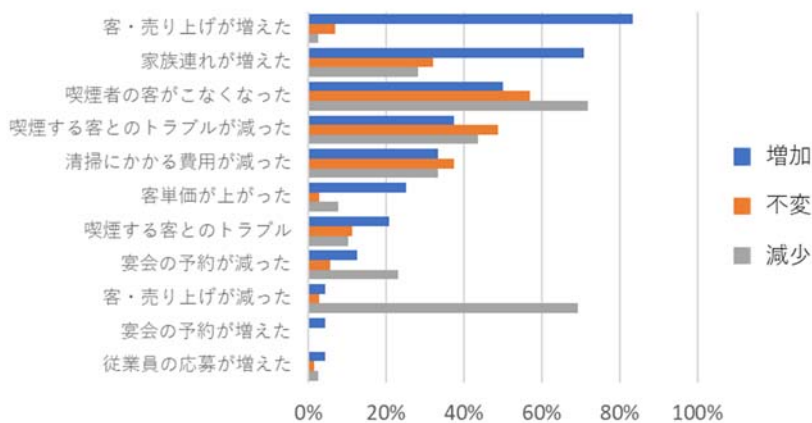
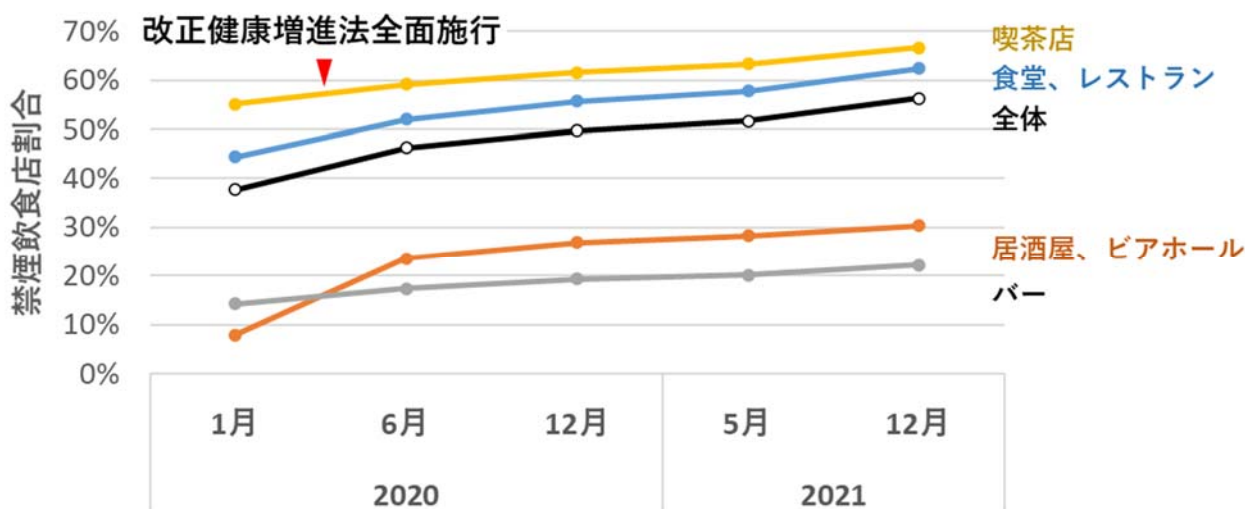


表1. 飲食店民間データベースにおける登録店舗数

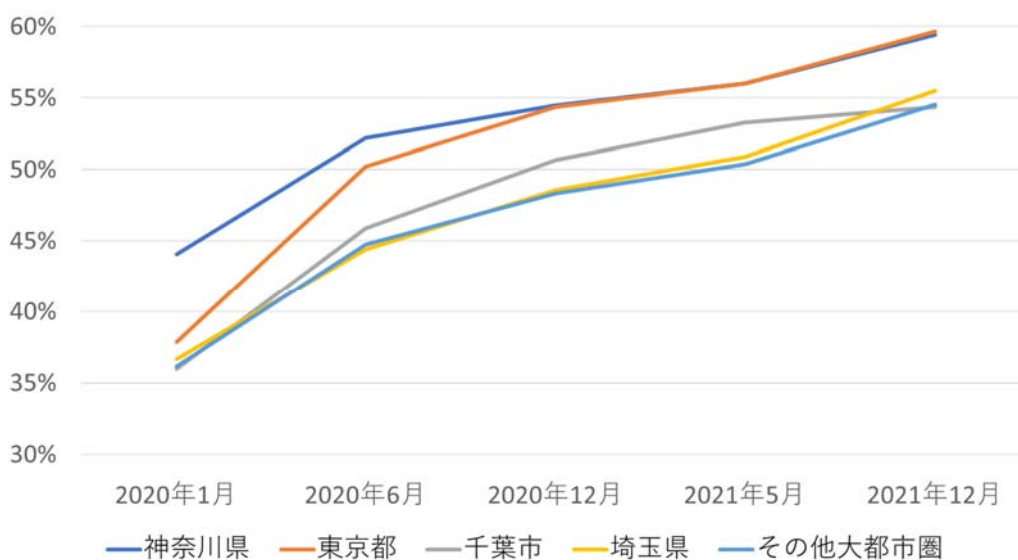
	2020年			2021年	
	1月	7月	12月	5月	12月
総抽出店舗数	733,003	680,618	647,905	646,282	630,681
有効店舗数	340,352	336,626	333,947	334,366	350,118
総既存店舗数	—	654,918	603,106	580,894	548,161
有効既存店舗数	—	327,201	315,859	307,585	309,641

図8. ジャンル別の禁煙飲食店割合の推移



注 喫煙ルール不明を除く

図9. 上乗せ条例による禁煙飲食店割合の推移



集計対象ジャンル：レストラン、居酒屋・ダイニングバー、ラーメン、カフェ・喫茶、バー・お酒

その他大都市圏：北海道、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

注 喫煙ルール不明を除く

表2. 公的統計等と民間データベース登録情報の比較

	経済センサス 基礎調査	飲食店営業施設数 ¹⁾ 風俗営業所数 ²⁾		喫煙環境 に関する 実態調査	民間データベース	
		2014年	2020年		総数	喫煙情報 あり
調査時期	2014年7月	2014年	2020年	2020年1-2月	2020年1-2月	
店舗数						
総数	617,585	753,853	726,666	3,084	733,003	338,803
居酒屋、ビアホール	129,662	-	-	798	119,712	61,630
バー、キャバレー、 ナイトクラブ、スナック	103,439	66,722	61,857	638	29,852	15,364
喫茶店	69,983	-	-	1,648	99,669	41,087
上記以外の 食堂、レストラン等	314,501	-	-		483,770	220,722
禁煙店舗割合 (%)						
居酒屋、ビアホール	-	-	-	29.6	4.2	8.1
バー、キャバレー、 ナイトクラブ、スナック	-	-	-	13.3	7.3	14.2
喫茶店	-	-	-	54.7	22.0	53.3
上記以外の 食堂、レストラン等	-	-	-	66.1	20.4	44.8

1) 飲食店営業（一般食堂・レストラン等） 営業施設数（衛生行政報告例）

2) 風俗営業の営業所数（第1～3号営業） ただし、メイドカフェなども含む数字（警察白書）

